

# 保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律

得津 晶

(東北大学大学院 法学研究科 教授)

## 1. はじめに

保険金受取人変更は 2008 年保険法によって従来の規律が明示的に改められた事項の 1 つとして注目された<sup>1)</sup>。

改正前商法下では、原則として、保険金受取人を変更することはできないものの（平成 20 年改正前商法 675 条 1 項）、特約によって保険契約者に保険金受取人を変更する権利を留保することが可能とされ（同条 1 項但書）、実務では多くの生命保険契約において保険金受取人の変更権限が留保された。そして、最高裁判例によれば、保険契約者による保険金受取人の変更は、保険契約者に一方的意思表示で足りるとされ、意思表示の相手方は保険者、新旧保険金受取人のいずれでもよいとされている<sup>2)</sup>。

下級審裁判例・学説の中には、最高裁の判示をさらにすすめて、変更の意思表示に相手方がいなくてもかまわないとするものもある<sup>3)</sup>。

- 
- 1) 長谷川仁彦「保険金受取人の変更の意思表示と効力の発生」竹濱修ほか編『中西正明先生喜寿記念論文集・保険法改正の論点』（法律文化社・2009 年）249-264 頁、山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利公人・山本哲生編『保険法の論点と展望』（商事法務・2009 年）258-294 頁、萩本修編著『一問一答保険法』（商事法務・2009 年）177-187 頁。
  - 2) 最判昭和 62・10・29 民集 41 卷 7 号 1527 頁。学説として西島梅治『保険法〔新版〕』（悠々社・1991 年）336 頁。
  - 3) 大阪高判昭和 63・12・21 生保判例 5 卷 388 頁、東京高判平成 10・3・25 判タ 968 号 129 頁、東京地判平成 9・9・30 判タ 968 号 130 頁〔遺言による変更を肯定した事案〕、神戸地判平成 15・9・4 事例研究レポ 188 号 15 頁、石田満「判批」ジュリスト 903 号（1988 年）55 頁、山下友信『現代の生命・傷害保

そして、保険者の二重払いのリスクを避けるため、保険契約者の保険者に対する通知が保険金受取人変更の保険者に対する対抗要件となっている（同法 677 条 1 項）。

これに対して現行保険法 43 条は、保険事故が発生するまでは、原則として、保険金受取人の変更を認め（同条 1 項）、その方法として、遺言（同法 43 条）によるほかは、保険者に対する意思表示によることとする（同法 43 条 2 項）。

このような法改正の背景には、大きな価値判断の変化があるように思われる。すなわち、保険契約者の一方的意思表示で足りるとされた旧商法下には、保険契約者・被保険者の現実の意思を可及的に尊重することが望ましいという価値判断が潜んでいる。その具体例として保険金受取人の意思表示を容易に認定すべきという傾向がみられた。これに対して、現行保険法 43 条が遺言によるか保険者への意思表示を要求するのは、法律関係の安定化等の客観的な規範あるいは価値を尊重したものといえ、その反動として、必然的に保険契約者の現実の意思（事実的意思）は軽視されることになる。

にもかかわらず、このような価値判断の変化についてこれまでの学説は十分な配慮がなされていないように思われる。そこで、本研究では、このような保険契約者の意思的要素の退潮を従来の下級審裁判例から明らかにし、かかる流れを民法・契約法の意思の位置づけと関連付けて体系的に明らかにしたい。

---

『保険法』（弘文堂・1999年）9頁〔以下、山下・生命・傷害保険で引用〕、山下友信『保険法』（有斐閣・2005）498頁〔以下、山下・体系書で引用〕。

## 2. 下級審判断の背後の価値判断の変遷

### (1) 昭和 62 年最判と従来の通説の価値判断

前述の最高裁判決やそれを支持する学説の背景には、できうる限り保険契約者の真の意思を反映すべきという価値判断がある<sup>4)</sup>。かかる価値判断からすれば、なるべく柔軟に解釈し、変更の意思表示を認定すべきということとなる<sup>5)</sup>。

この傾向は裁判例にもある程度看取される。保険金受取人の変更については、変更の意思表示の有無と保険者への対抗要件充足をめぐるいくつかの裁判例が存在するところ、先行裁判例のうちいわゆる商業判例誌(判時、判タ、金法、金判など)に公表されているもの<sup>6)</sup>は、変更の意思表示を認めるものが多く、変更の意思表示を否定した事案は非常に少なかった。

意思無能力が認定された事件<sup>7)</sup>のほか、否定例である福岡地判平成 17・9・28 判時 1964 号 153 頁(一家心中における保険契約者の父親の手紙では契約者本人による変更の意思表示と認めなかった事例)は、控訴審である福岡高判平成 18・12・21 判時 1964 号 148 頁によって判断を覆されている。

---

4) 山下・前掲注 3) 生命・傷害保険法 5 頁、山下・前掲注 3) 体系書 498 頁、大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森忠夫=三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』(有斐閣・1958 年) 87 頁。

5) 大森忠夫『保険法〔補訂版〕』(有斐閣・1985 年) 279 頁は黙示的な一方的意思表示で足りるとする。

6) 福岡高判平成 18・12・21 判時 1964 号 148 頁、東京高判平成 10・3・25 判タ 968 号 129 頁〔秘密証書遺言に寄る事案〕など。

7) 大阪地判平成 13・3・21 判タ 1087 号 195 頁〔保険者担当者立会の下での脳梗塞で入院中の契約者からの死亡 20 日前の変更手続が問題となった事案〕。

## (2) 反対説の価値判断と 2008 年保険法

だが、同最高裁判決以降、このような保険契約者の意思の実現を目標とした保険金受取人の変更の柔軟な認定という価値判断自体に疑問が呈された<sup>8)</sup>。論者は、債権譲渡の確定日付による対抗要件のような意思表示の有無・先後を明確にするしくみがないことから、保険金受取人の変更が競合する場合、差押債権者等の第三者が発生した場合に法律関係が不安定となるため、保険金受取人の変更を柔軟に認める方向に反対する。かかる見解は、保険金受取人の変更の意思表示は新旧保険金受取人のいずれかであっても足りるという前述の最高裁の立場に対する反論として提示された。この見解を敷衍すれば、保険金受取人の意思表示の相手方は保険者に限るべきという立場につながる<sup>9)</sup>。

そして平成 20 年保険法が採用したのはこの反対説の価値判断である<sup>10)</sup>。すなわち、保険契約者の真の意思をできうる限り実現すべきという立場は立法者の判断で廃棄されたと評することができる。

## (3) 昭和 62 年最判以降の下級審裁判例の趨勢

そして、平成 20 年保険法の前から、前述の反対説の示唆する方向は徐々に行き渡っていたように思われる。その一例として、受取人変更の意思表示の相手方を保険者に限定せず、新旧の保険金受取人のいずれかでも構わないと柔軟な解釈を提示した昭和 62 年最判以降、その反動からなのか、どのような場合に保険金受取人を変更する意思表示がなされたものというべきかの判断は明確な基準によるべきとする傾向が強まった<sup>11)</sup>。例えば、同最高裁判決の判示には表れていないにも

---

8) 藤田友敬「判批」法学協会雑誌 107 巻 4 号 (1990 年) 708 頁以下。

9) 藤田・前掲注 8) 文献 711-712 頁。

10) 萩本・前掲注 1) 文献 181 頁は保険法 43 条 2 項の趣旨の説明として前述の藤田・前掲注 8) 文献と同じ利益衡量を展開する。

11) 伊藤博「判解」最高裁判所判例解説・昭和 62 年度 659 頁、吉川吉衛「判批」判例評論 352 号 (1988 年) 45 頁。この問題点を指摘するものとして西島梅治

かかわらず、受取人変更の意思表示は、ただの意思表示ではなく、「確定的な意思表示」であることが求められるようになった<sup>12)</sup>。

このように実際の裁判例は本当に柔軟に・積極的に受取人の変更の意思表示を認定していたのかどうか疑問がある。もっといえば生命保険という相続にも比肩するような生活保障・遺族保障のための重要な金融資産の処理には、相続同様、慎重な意思決定が必要であり、現実の裁判例はそのような慎重な意思決定を要求しているのではないかという疑問がある<sup>13)</sup>。

そこで、本研究では、データベースを用いて裁判例がどの程度保険金受取人変更の意思表示を認めていたのかを集計した。前述の集計はいわゆる商業判例誌を対象を絞っていたが、ここでは対象を『生命保険判例集』（生命保険文化センター）や LEX/DB、D1-Law 判例体系といったデータベースにまで広げる。本稿筆者の手計算で上記データ（生命保険判例集、LEX/DB、D1-Law 判例体系<sup>14)</sup>）を検索したところ、受取人変更の意思表示の効力が問題となった裁判を 134 件、そのうち同一事件の審級分を除けば 108 件の事件を集計した（別表参照）。これらの事件を、受取人変更の意思表示の認定や保険者への対抗要件の充足のほか、どのような事案類型だったのか、旧受取人と新受取人（と主張されている者）の類型等を手作業で分類した。

ここでは、年金保険・損害保険の死亡補償などでそもそも保険金受取人変更が認められていない契約タイプの事件<sup>15)</sup>、別の論点で保険金請

---

「判批」民商法雑誌 98 巻 5 号（1988 年）653—654 頁、石田・前掲注 3）文献 55 頁。

12) 裁判例として、東京高判平成 10・3・25 判タ 968 号 129 頁、東京地判平成 9・9・30 判タ 968 号 130 頁、福岡高裁宮崎支判平成 29・6・7 事例研 323 号 6 頁。学説では、長谷川・前掲注 1) 文献 251 頁。

13) 得津晶「判批」事例研レポート 323 号（2019 年）13 頁。

14) D1-Law 判例体系で「保険金受取人の変更」と検索し 169 件ヒットした。

15) 東京高判平成 27・11・12D1-Law.com 判例体系 [28252806] [年金保険の事

求棄却の判断がなされ受取人変更の有効性について判断がなされなかった事案<sup>16)</sup>、保険契約者・被保険者による保険金請求権の質権設定の事案<sup>17)</sup>、保険金受取人のみならず保険契約者の交代も問題となった事案<sup>18)</sup>等は除いている。他方で、保険契約者と被保険者が異なる事件<sup>19)</sup>については含めて計上してある（別表で保険金受取人が「契約者」と表記されている19件がこれに該当する）。

この結果、審級重複分も含めると（母数134件）保険金受取人変更の意思表示の効力を認めた事件が79件（59.0%）であるのに対して、認めなかった事件が46件（34.3%）であった。最終審級に限定すると（母数108件）、保険金受取人変更の意思表示の効力を認めた事件が59件（54.6%）であるのに対して、認めなかった事件が40件（37.0%）となる。事件の中には、受取人変更の効力を否定せずに、不法行為と

---

案）、東京地判平成27・2・10D1-Law.com判例体系〔28230564〕〔自動車保険の事案〕。

16) さいたま地判平成23・2・25生命保険判例集23巻87頁など。

17) 東京高判平成22・11・25判タ1359号203頁（原審：東京地判平成22・1・28判タ1359号211頁）など。

18) 東京高判平成21・7・7生命保険判例集21巻485頁（原審：東京地判平成21・3・11生命保険判例集21巻185頁）など。ただし、この類型は、一定期間継続した生命保険には貯蓄的価値（解約返戻金請求権）があることを考えると、保険契約者の地位ごと譲渡した場合であっても、遺贈や死因贈与に類似した相当規模の財産処分という性質があり、保険金受取人変更の意思表示同様、慎重な意思表示を要求すべきとする本稿の立場が妥当するものと解される。実際に前掲東京高判平成21・7・7及び原審は保険契約者の変更・保険金受取人の変更を共に認めていない。

19) 横浜地判平成24・4・25生命保険判例集24巻271頁、高松地観音寺支判平成23・9・29生命保険判例集23巻478頁、東京高判平成17・5・25金法1803号90頁〔法人による取締役の生命の保険〕、熊本地判平成17・1・28生命保険判例集17巻70頁〔法人による取締役の生命の保険。保険金受取人変更の不自然さを理由に自殺を認定〕など。

そのほか徳島地判平成15・5・8生命保険判例集15巻306頁も別契約における不自然な保険金受取人変更を根拠に自殺を認定している。

して保険金額相当額の損害賠償を認めた事件もあるが<sup>20)</sup>、それらも受取人変更を否定したものとして扱った。

この 40%弱という数字をどう評価するのかが見方次第であるが、裁判所は保険契約者の意思を柔軟に認定して保険金受取人の変更を可及的に認めているとは必ずしも言えないのではあるまいか。もちろん、これらのデータベースといえども、商業判例誌同様、掲載されるのは珍しい事件・面白い事件であるというセレクション・バイアスは避けられまい<sup>21)</sup>。保険金受取人変更の意思表示を否定する事件が珍しい・面白いという判断から過大に計上されている可能性もある。

だが、これから論じていくように、裁判所には、保険金受取人の変更の意思表示を慎重に認定していくというスタンスがうかがえ、しかもそれは理論上も正当化可能であると解される。

実際に、受取人変更の意思表示の効力を否定した事件のうち、保険契約者の意思能力を否定した事件が 4 件（最終審ベース。以下同じ）ある。意思能力が争点になった事件が 14 件であり、28.6%で意思能力の欠如が認められたことになる。この数字は決して高くないようにもみえるが、意思能力の有無はほかに争える点がないような場面で問題となることを考えると決して低いとは言えない。裁判所は、保険契約者が軽率な判断をするのを避けることを狙った顕著な例である。

保険契約者に受取人変更の意思表示の有無が問題となった事件が

20) 東京地判平成 29・9・28D1-Law 判例体系 [29031733]、神戸地尼崎支判昭和 61・6・27 生命保険判例集 4 巻 361 頁。いずれも過失相殺等損害額の調整はしていないため実質的に生命保険金の受取人変更を否定したものと評価できる。このような規範評価矛盾を否定するものとして山本敬三『公序良俗論の再構成』（有斐閣・2000 年）288 頁、潮見佳男『契約法理の現代化』（有斐閣・2004 年）33 頁など参照。

21) 星野英一「時効に関する覚書—その存在理由を中心として—」同『民法論集第四巻』（有斐閣・1978 年）209 頁、大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究ハンドブック』（有斐閣・2000 年）146 頁。

17件あり、そのうち半数を超える52.9%に相当する9件で意思表示がないと認定している<sup>22)</sup>。

また、受取人変更の意思表示の主体（保険契約者なのかそれとも他の者の偽造なのか）が問題となった事件は26件あり、そのうち12件（46.2%相当）で偽造が認定された。反対に保険契約者による意思表示がなされたことと認定されたのは13件のみである。実際に死期の迫った保険金受取人が受取人変更の意思表示をするには、契約者の関係者（新受取人及びその関係者であることが多いであろう）や医療機関関係者、保険者関係者といった第三者の補助を得て行うことが多い。そのような意思表示の主体を保険契約者と評価できるかどうかは微妙な問題である。そして約半数の事案で主体を第三者と認定した、すなわち偽造と認定したということは、慎重な認定がなされた例といえる。実際に主体を保険契約者と認めた事件の多くは保険者の従業員や医療機関、あるいは保険契約者の職場関係者（新受取人ではない）の立ち会いのりとなされた事件が多い。このような第三者立ち会いは単に事実認定の問題ではなく、慎重な意思表示がなされたか否かの規範的な評価にとって重要な要素であったといえる。

意思表示の有無とは別の類型ながら連続的な分類として、保険契約者が遺言をはじめとする何らかの表示を行ったことを受取人変更の意思表示と解釈できるか否かという点が問題になった事件が11件あり、うち4件（36.4%）で受取人変更の意思は読み取れないとした。また、一切、受取人変更をうかがわせるような契約者の具体的な動静がない中で、保険金受取人が死亡したことをもって「黙示の受取人変更の意思表示」構成をとる主張を否定した事件が2件あった<sup>23)</sup>。これら

---

22) ただし東京地判平成10・4・22生保判例10巻185頁は受取人変更の効力を否定しつつ変更の意思表示を妨害した旧受取人・保険者外務員の不法行為責任を肯定した。

23) 東京地判平成19・10・17生保判例19巻487頁、横浜地判平成12・9・28



は、受取人変更の意思表示の認定を慎重に行うという本稿の問題意識に沿った判断といえる。

保険会社向けの受取人変更書類手続の不備・未完成という点から受取人変更の意思表示を否定した事件が 3 件存在した<sup>24)</sup>。保険者に対する対抗要件としてはともかく、保険金受取人変更の効力要件であれば、誰に対する意思表示でもよいというのが前述した昭和 62 年最判であり、この考えに従えば、保険会社の準備した書類の準備状況は理論的には受取人変更の意思表示とは無関係なはずである。しかしながらこの点が問題となった事件 7 件中、積極的に受取人変更の意思表示を認めたのは 2 件のみである<sup>25)</sup>。そのほかの 2 件も保険者への通知の欠如などを理由に変更後の新受取人による保険者への請求を認めていない。ここにも、保険会社の受取人変更手続を介して、受取人変更の意思決定を慎重に認定するという裁判所の態度がみえる。

事件の中には詐害行為取消権<sup>26)</sup>や会社法上の利益相反取引規制違反<sup>27)</sup>による相対的無効の適用といった外在的な理由によって受取人変更の効力を否定したものもある。だが、これらの事件も、こういった債権者保護や会社法上の規律は仮装理由であって、裁判所の本音は死期が迫り病気等で判断力の鈍っている保険契約者を軽率な判断から保護しようという観点にあるかもしれない。

もちろん、保険金受取人の変更を肯定した事件には、病気等によつ

---

生保判例 12 卷 478 頁。

24) 福岡高裁宮崎支判平成 29・6・7 事例研レポ 323 号 6 頁、仙台地判平成 16・2・10 生保判例 16 卷 122 頁、庄原簡判平成 8・10・30 生保 8 卷 689 頁。

25) 東京地判平成 18・1・16 生保判例 18 卷 31 頁、大阪高判平成 29・5・19D1-Law 判例体系 28262655。

26) 大阪地判平成 13・2・15 生保判例 13 卷 108 頁。

27) 仙台高決平成 9・7・25 判時 1626 号 139 頁。なお、受取人変更の意思表示の効力には言及しなかったもの同様に（有限会社法上の）利益相反取引規制違反を理由に供託を認めた事件として高知地判昭和 59・9・27 生保判例 4 卷 87 頁参照。

て認知症が認定されているにもかかわらず、死亡の直前の受取人変更を認めている事案もある。だが、その多くは、相続人や新受取人以外の部外者（保険者のみならず契約者の従業員等）が関与するなど<sup>28)</sup>、一部親族のみの閉鎖的な状況による軽率な判断を避けるような状況で認定されている。入院時に再婚後の後妻へと変更するという後妻業の疑いのあるような事案で保険金受取人変更を認めたのは古い事件であり<sup>29)</sup>、しかも、後妻との間の小さな子供の存在など保険金の必要性が具体的に認定されており、無制限での受取人変更の意思表示の認定には縛りをかけている。

#### (4) 受取人変更手続の不備・未完成の事案

前述のように保険者への受取人の名義変更請求書等書類に不備があり、途中で途絶しているままに被保険者が死亡した事件で、保険金受取人の変更を否定している事件が3件存在する。さらに、①保険金受取人変更の意思表示ではなく、②保険者への対抗要件としての通知の局面で、不備な書類を保険者に送付した事案において、保険者への対抗要件充足を否定した事件も存在する<sup>30)</sup>。

だが、同じく、保険者の従業員へ保険金受取人変更の意思を伝えたものの、受取人変更の書類を未提出であった事案やそもそも名義変更の書類を請求しただけの事案でも、受取人変更の意思表示と保険者への対抗要件の双方を認めた例も複数存在する<sup>31)</sup>。

---

28) 大阪地判平成12・10・30 生保判例12巻531頁、名古屋地判平成10・8・6 生保判例10巻306頁など。

29) 東京高判昭和47・7・28 下民集23巻5-8号403頁（原審：東京地判昭和45・3・12 判時601号91頁）。

30) 東京高判平成18・1・18 金判1234号17頁〔ただし、保険者が旧受取人に保険金を支払ったことについて支払留保義務・供託義務違反による損害賠償責任を負う（過失相殺5割）とした〕。

31) 東京地判平成18・1・16 生保判例18巻31頁、大阪地判平成6・3・23 生保

これらの事件において結論を分けているのは、名義変更の書類請求など受取人の名義変更の手続開始から契約者の死亡などの保険金支払事由の発生までどれほどの時間がたっているのかという時間の要素であると解される。例えば、福岡高裁宮崎支判平成 29・6・7 事例研 323 号 6 頁でいえば、手続開始は平成 25 年 5 月 17 日であり、契約者が死亡したのが翌年 4 月であるので、11 カ月もの間放置されていた。同じく受取人変更の意思表示を否定した庄原簡判平成 8・10・30 は、養老保険の事案であるところ、保険者から受取人変更の書類が送付されてから保険金の支払日まで 2 カ月以上経過した事案であった。

これに対して、受取人変更の意思表示を認めた事案では、保険者からの受取人変更書式等が送付されてから契約者が死亡するまで 1 カ月弱（東京地判平成 18・1・16）、契約者が意識（意思能力）を喪失するまで 1 カ月強（大阪地判昭和 60・1・29）という事案であった。

異質なのは、前述した保険者への対抗要件を否定した東京高判平成 18・1・18 である。手続開始から死亡までわずか 8 日であるのに、保険者への通知とは認定しなかったのである。これは、一方で厳しすぎる評価がなされたということもできるが、他方で、同事案が、保険金受取人変更を認めないかわりに、新受取人となるべき者に対して、保険者に支払留保義務・供託義務違反を理由に不法行為に基づく損害賠償（ただし過失相殺 5 割）という形で調整を図ったということもできよう。もちろん、新受取人（となるべき者）への救済が 5 割で足りるのか、また、保険者が旧受取人に 10 割の保険金を支払い、新受取人に 5 割を支払うとすると、保険者は通常以上の負担を求められることになるのが妥当なのか<sup>32)</sup>、という問題は残る<sup>33)</sup>。

---

判例 7 卷 317 頁〔意思能力の有無が争点であった事案〕、大阪地判昭和 60・1・29 生保判例 4 卷 146 頁。

32) 清水真希子「判批」事例研レポ 208 号（2006 年）7 頁。

33) 当該事件について対抗要件充足を示唆するものとして山下友信コメント・

このように、保険者との関係で保険金受取人変更の手続を開始したにもかかわらず頓挫した場合において、時間的余裕があるにも関わらず手続を完遂させなかった点に着目するのは、受取人の変更を契約者が翻意したあるいは最終的な決断ではなかったことを意味していると理解することになる。これは先述した昭和 62 年最判の価値判断への反対論者の説くところである<sup>34)</sup>。

### (5) 反対説・近時の裁判例の趨勢の評価

このように従来裁判例は、保険金受取人の変更の意思表示について、柔軟に認定するのではなく、「明確な意図」を要求する方向にあるといえる。実際に、平成 20 年保険法改正以前から、裁判例では、保険金受取人の変更の意図が外部から明確に確認できるものではなくてはならないとたびたび述べられていた<sup>35)</sup>。

これは一方では、昭和 62 年最判の反対説の説く通り、派生紛争の防止といった法律関係安定化という観点から正当化することができる。それでは、その反作用として、このような見解は、契約者の意図を軽視するもの、ひいては契約者の利益を軽視して保険者の便宜を優先するものと評価しなくてはならないのか。

そのような理解をする必要はない。いくつかの裁判例で、保険契約者の「あえて保険金受取人を変更しない」<sup>36)</sup>意図と読み込んだように、「契約者の意思」といっても解釈によって規範的に判断されうるものである。生命保険という相続にも比肩するような生活保障・遺族保障のための重要な金融資産の処理には、相続法理と同程度に慎重な意思

---

事例研レポ 208 号 (2006 年) 10 頁。

34) 藤田・前掲注 8) 文献 710—711 頁。

35) 名古屋高判平成 13・7・18 生保判例 13 巻 573 頁、名古屋地豊橋支判平成 12・11・27 生保判例 12 巻 579 頁、水戸地土浦支判平成 4・8・31 生保判例 7 巻 138 頁など。

36) 福岡高裁宮崎支判平成 29・6・7 事例研 323 号 6 頁。

決定を要求することこそがむしろ契約者の利益保護に資すると考えることもできる<sup>37)</sup>。

以上より、受取人変更の意思表示の解釈の背景には、従来の見解の様に、保険契約者の真意をできる限り反映させるという目的の下、柔軟に(積極的に)変更の意思表示を認定しようという価値判断から、保険法 43 条の背後にある変更の意思表示は慎重に解釈すべきであるという価値判断へと、価値判断のシフトがうかがえる。そして、かかる価値判断の変更は、平成 20 年保険法によって変わったというよりも、それ以前から下級審裁判例に潜んでいたものと解される。

かかる方向について、派生紛争の防止や法律関係の安定化という観点のみならず、保険契約者の利益の保護・慎重な判断の要請という観点からも支持されるべきものとする。

## (6) 相手方によって解釈基準を変更する見解について

なお、改正前商法下では、受取人の変更の意思表示の解釈について、A. 新旧の保険金受取人間の争いでは保険契約者の真意に従って、B. 保険者と保険金受取人の間では表示の客観的な意味に従って解釈すべきという議論が有力に存在した<sup>38)</sup>。

同論文は、受取人が A なのか B なのかいずれなのかを認定する場面にについて論じられたものであって、本稿が対象とするそもそも保険金受取人変更の意思表示があったか否かのレベルの議論ではない。しかし、かかる議論を本稿の問題領域に延長して、保険金受取人変更の意

---

37) 吉川・前掲注 11) 文献 45 頁は前掲最判昭和 62・2・17 の判旨に賛成しながらも「3000 万円の金額・・・の移転に関することであるから、その意思表示は、相当なものでなければならない」とする。遺贈・死因贈与・生前贈与の場面での要式性をさまざまな利益〔相続法の公序〕の調整を図る観点から重視する見解として水野紀子「日本相続法の形成と課題」同編著『相続法の立法的課題』(有斐閣・2016 年) 19-23 頁参照。

38) 山下・前掲注 3) 生命・傷害保険法 12-13 頁。

思表示の有無を A. 新旧の保険金受取人間の争いの場面と、B. 保険者と保険金受取人との争いの場面とで異ならしめるという立場も理論上は可能である。

しかしながら、現実の裁判例をみると、108 件中 44 件もの事案で、通常共同訴訟、訴訟参加、補助参加のいずれかの形で保険者と保険金受取人の地位を争う相手方の双方を 1 つの訴訟手続の中で相手にしている（なお、保険者のみを相手方とする事件が 47 件、保険金受取人間の争いにとどまるのはわずか 14 件であった）。通常共同訴訟であるので、理論上は受取人の変更の意思表示の有無の認定について統一的な判断がなされなくてもよいのかもしれないが、現実的な議論には思えない。相手方によって意思表示の解釈を変えるというのは難しいように思われる。

ただし、これまでの下級審裁判例の動向としては、相手方によって変更の意思表示の認定の基準を変えているという説明は十分に説得的である。保険金受取人間のみの紛争であれば 14 件中 9 件（約 64.3%）において受取人変更の意思表示を認めており、否定したのは 1 件（商法上の利益相反取引規制に基づく否定）のみである。

これに対して、保険者のみを相手方とした 47 件の事件のうち、受取人の変更の意思表示を認めたのは 23 件（48.9%）、保険者に対する対抗要件を認めた事件は 20 件で、受取人変更の意思表示を認めなかった事件は 17 件であった（そのほか供託や対抗要件を充足していない点のみをとらえ受取人変更の意思表示の有無に立ち入らずに解決した事件が 7 件存在する）。

そして、新旧受取人と保険者とが通常共同訴訟・訴訟参加・補助参加によって同一の訴訟手続で扱われた事案 21 件のうち受取人変更の意思表示が認められたものは 15 件（約 71.4%）、否定されたものは 6 件であった。

何らかの形で公表された裁判例のみを対象とし、母集団が報告者の

手計算である上に、サンプル数が少ない集計であるため、統計的に有意とはいえないが、実際の下級審裁判例では、保険者との関係では慎重に、新旧保険金受取人間のみであれば柔軟に認定するという傾向は存在するようである。

### 3. 民法の意思表示解釈論との関係

それでは生命保険金の受取人の地位という相続類似の重要な財産処分性を理由に「慎重な判断」を期待するという意思表示解釈は、民法理論上も正当化可能であるのか。

#### (1) 「意思表示の解釈」から「契約の解釈」へ

まず確認が必要になるのは民法では「意思表示の解釈」から「契約の解釈」へと議論がシフトしている点である<sup>39)</sup>。

明治民法期において、明示的な議論はなされなかったものの、意思表示の解釈とは「意思の探求」が前提とされていた<sup>40)</sup>。「法律行為・意思表示の解釈」に関するいわゆる通説とされる立場の形成期において、著名な我妻榮の見解<sup>41)</sup>と曄道文藝の見解<sup>42)</sup>によって、意思ではなく「表

---

39) 法律行為の解釈および契約の解釈をめぐる民法学説の流れについては沖野眞巳「契約の解釈に関する一考察 (1)」法学協会雑誌 109 卷 2 号 (1992 年) 252 頁以下、池田悠太「設問としての『契約の解釈』」東京大学法科大学院ローレビュー 11 卷 (2016 年) 29-33 頁を参照した。

40) 沖野眞巳「契約の解釈に関する一考察 (2)」法学協会雑誌 109 卷 4 号 (1992 年) 498 頁。

41) 我妻榮『新訂・民法総則』(岩波書店・1965 年) 249-257、我妻榮「ダントの『裁判官の解釈的作用』」同『民法研究 I』(有斐閣・1985 年) 51 頁以下。

42) 曄道文藝「法律行為ノ解釈 (民法第 92 条)」京都法学会雑誌 10 卷 11 号 (1915 年) 293 頁、曄道文藝「続法律行為ノ解釈 (1) ~ (3・完)」今日法学会雑誌 11 卷 5 号、7 号、11 号 (1916 年)。

示」を中心に解釈すべきという立場が示された<sup>43)</sup>。このような「意思の探求」から「表示中心」へのシフトは産業化に伴う取引安全の確保の点にあるとされている<sup>44)</sup>。

だが、我妻らの表示重視は、必ずしも近代資本主義経済の発展と商取引の重要性を受け入れたものに尽きるわけではない。「表示」を相手方の存在を前提とするものであることから、一方表意者の意思のみでなく、相手方の存在を前提とした「合意の内容」を模索する方向へと進んだと評価されている<sup>45)</sup>。

## (2) 契約の解釈の時代：合意第一主義

このような通説を受けて、星野英一<sup>46)</sup>や平井宜雄<sup>47)</sup>は「法律行為の解釈」ではなく「契約の解釈」論であるという問題領域の特定がなされる<sup>48)</sup>。そこでは、我妻らの「表示」の客観的意義から解放され、その内実であったところの合意の探求、意思の探求がなされるべきであると明示されていく<sup>49)</sup>。

しかも、その「合意」ないし「意思」の認定においては、「意味の発見」とは異なる「意味の持ち込み」という操作があることを指摘し、事実的な意味での意思ないし合意にとらわれないことが川島武宜によ

---

43) 沖野・前掲注 40) 文献 502 頁。

44) 沖野・前掲注 40) 文献 503 頁。

45) 沖野・前掲注 40) 文献 509 頁。山城一真「表示を論ず」民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』（日本評論社・2018 年）25 頁も表示に双方当事者の意思が表れているとする。

46) 星野英一「法律行為論の過去・現在・将来」同『民法論集第 4 巻』（有斐閣・1978 年）162 頁以下。

47) 川島武宜編『注釈民法（3）』（有斐閣・1973 年）2 頁以下、42、24 頁〔平井宜雄〕。

48) 沖野・前掲注 40) 文献 515—516 頁。

49) 沖野・前掲注 40) 文献 516—517 頁。



って明示された<sup>50)</sup>。

しかし、それでもあくまで、「当事者意思の尊重」第一主義は維持されていた。

### (3) 契約の解釈の時代 2 : 合意第一主義からの脱却

このように契約の解釈とは一方で操作可能性・可塑性を認めつつも、従来の通説はあくまで合意第一主義であった。しかし、その中で「操作可能性」「可塑性」の中身がより精緻化していく。

一つは「典型」的な合意としてある程度標準的な内容を合意の典型とし、これによって、不当な契約条件を「解釈」の名の下、補正していくという立場である<sup>51)</sup>。この「典型」の 1 つの例が契約の任意規定であることから、規範的解釈を通じて、任意規定の半強行法規化<sup>52)</sup>というある種の契約内容規制へと結びついていく。しかしながら、このような解釈については、「隠れた内容規制」であるとして、現在であれば消費者契約法 8 条以下の不当条項規制や定型約款の不当条項規制（民法 548 条の 2 第 2 項）といった「法の適用」によって行うべきであるという主張もされている<sup>53)</sup>。

他方で、当事者が合意していない点について、慣習や任意規定といった典型的な利害調整に限定せず、具体的な当事者・具体的な契約の

50) 川島武宜「法律行為」法学セミナー 9 号 (1956 年) 14-15 頁、川島武宜『民法総則』(有斐閣・1965 年) 188-189 頁。

51) 沖野眞己「契約の解釈に関する一考察 (3)」法学協会雑誌 109 卷 8 号 (1992 年) 1297 頁、沖野眞己「フランス法における契約の解釈」私法 54 号 (1992 年) 283 頁。

52) 河上正二『約款規制の法理』(有斐閣・1988 年) 386、394 頁、大村敦志『典型契約と性質決定』(有斐閣・1997 年) 9 頁、吉田邦彦「比較法的にみた現在の日本民法」広中俊雄=星野英一編『民法典の百年 I』(有斐閣・1998 年) 549 頁以下、555 頁など。

53) 山本敬三「『契約の解釈』の意義と事実認定・法的評価の構造」法曹時報 73 卷 4 号 (2021 年) 752 頁。

利害状況に着目した「仮定的当事者意思」を読み込むことで、契約内容を規範的に形成していくという議論（補充的契約解釈論）もある<sup>54)</sup>。上記の任意規定の活用に積極的な見解と比べれば、一方で当事者の合意・契約をより重視し、他方で任意規定や慣習といった典型的な救済ではなく個別具体的な当事者の利害状況に応じた介入を正当化する点で違いがある。

このように立場に違いはあるものの「契約の解釈」とは単なる事実的な合意の評価の場ではなく、規範的な評価による救済の可能性がある場であることが正当化されている。このことは立法化こそ断念したものの民法（債権法）改正中間試案における契約の解釈（中間試案第29）に現れている。そこでは、契約の解釈の順番として、①当事者の共通理解として当事者が共通の理解をしていれば共通の理解に従って解釈、②共通の理解が明らかでない場合は、文言等一切の事情から契約の当事者が合理的に考えれば理解したと認められる意味（規範的解釈）、③①、②で確定できない事項がある場合には当事者がそのことを知っていれば合意したと認められる内容を確定することができるときはその内容（補充的契約解釈）で契約の解釈をしていくことが示された。特に③は、契約の個別性をより重視し、個別性をより重視したもので、慣習や任意規定はあくまで候補に過ぎず、多様な規範的操作の可能性を示すものとされる<sup>55)</sup>。

そして、かかる立法がなされなかったのは、契約の解釈は事実認定・自由心象主義の問題であり民法に規定すべきでないという議論があったものの、より本質的には上記の①共通の理解→②規範的解釈→③仮定的当事者意思による補充的契約解釈という契約の解釈順序について

---

54) 山本敬三「補充的契約解釈」法学論叢 119 巻 2 号 1 頁、4 号 1 頁、120 巻 1 号 1 頁、2 号 1 頁、3 号 1 頁（1986 年）、山本敬三「補充的契約解釈」私法 50 号（1988 年）143 頁。

55) 山本・前掲注 53) 文献 714 頁。

コンセンサスが得られなかった点にある<sup>56)</sup>。とりわけ①共通の理解を第一位におき、規範的解釈や補充的契約解釈といった操作可能性のある解釈は①共通の理解がある場合には活用できない点に実務家の契約解釈との乖離があることへの不満が解消されなかった<sup>57)</sup>。すなわち、実務家は研究者以上に契約の解釈を用いて社会的公平性を実質的に考慮することを求めているのである。

また、上記研究者の議論のうち、補充的契約解釈論との関連で、隠れた内容規制を契約解釈の場で行うべきでないという立場につながりうる点も裁判官から危惧が示されている<sup>58)</sup>。このように実務では、研究者以上に、契約の解釈を通じた規範的操作が必要とされ、実際に行われ、かつ正当化されているのである<sup>59)</sup>。

このように実務では、契約解釈の第一位として参照されるべき契約当事者の「共通の理解」について事実的な意思によって判断され、そこに規範的な操作可能性がない点が懸念されているということができる。だが、共通の理解という意思の認定においても事実的な意思にとらわれず、多様な規範的要素を流入させた法的な判断をすることが近時提唱されている<sup>60)</sup>。上記、立法提案にこだわる必要はないものの、

---

56) 法制審議会民法（債権関係）部会第 92 回会議議事録（PDF 版）59 頁〔永野厚郎発言〕。

57) 森田修『「債権法改正」の文脈』（有斐閣・2020）80 頁。

58) 法制審議会民法（債権関係）部会第 85 回会議議事録（PDF 版）7 頁〔永野厚郎発言〕。

59) 森田・前掲注 57) 文献 78 頁注 40。この点に関連して、吉田邦彦がかつて山本敬三に対して同氏が参照してきたラーレンツらのドイツの通説的な立場の中にワイマールの国法学者として保守的な立場に与していることへの懸念を示したことが想起される（吉田邦彦「民法解釈学方法論とその思想的系譜」私法 60 号〔1998 年〕46 頁）。これに対する反論として山本敬三『公序良俗論の再構成』（有斐閣・2000 年）208 頁注 17 も参照。

60) 池田悠太「事実的基礎としての意思とその法的構成（9）」法学協会雑誌 138 巻 6 号（2021 年）1101—1102、1128 頁、池田悠太「事実的基礎としての意思とその法的構成（10・完）」法学協会雑誌 138 巻 7 号（2021 年）1325 頁。

仮に上記立法提案に従って契約の解釈をなす場合にも、「共通の理解」として規範的な判断を施すべきであろう。

#### (4) 保険金受取人変更の意思表示への応用

以上の議論を保険金受取人変更の意思表示に応用するとどのようになるか。ここでは試論を示したい。

まず、保険金受取人変更は意思表示であって契約ではない。どうしても契約の解釈論とは異なる。しかしながら、現在の民法の法律行為論との接続を図るならば、議論の到達点であるところの「契約の解釈」論から示唆を得るべきであろう。

受取人変更の意思表示は一方的な意思表示であるため契約の解釈論で見られたような「共通の理解」や両当事者の合意の認定を目的とした表示への着目は不要となる。だが、これらの概念装置によって契約の解釈論が目指していたのは、単なる事実的な意思の認定ではなく、規範的判断の要請である。そこでは、一方で任意規定による契約内容の訂正（任意規定の半強行法規化）がみられ、他方では、慣習にも任意規定にもよらない規範的判断の可能性が示されている。

受取人変更の意思表示についても、一方で法制度への適合を考えつつ、他方で任意規定の有無に拘泥しない規範的作業が要請されよう。生命保険という相続にも比肩するような生活保障・遺族保障のための重要な金融資産という場面であることを考えると、まずは相続法理から、遺言の要式性などによる慎重な意思表示の要請を導くことができる。また、消費者法（消費者契約法）による「脆弱な当事者」「脆弱な意思決定」を越えて「浅慮」への保護という発想を読み取ることができる。これらの要請から、「慎重な判断」を要求しつつも形式的なルールに拘泥せずに規範的に判断していくことが望まれるという結論が導出可能である。

また、死期が迫り判断能力の乏しくなった保険契約者による保険金

受取人の変更の判断には、個別具体的な状況として多種多様な事情があろう。誤解を恐れずに言えば、「後妻業」のようなケースも理論上はありうる。このような状況に対して、任意規定や法制度といった客観的・典型的な対応でも相当程度対応できると思われるものの、対応が不足するような場合には、具体的な状況に応じた規範的判断をすることとなる。

そしてこのような方向性は 2. で確認した通り、日本の裁判例が採用していた立場である。

#### 4. おわりに

以上みてきたように、保険契約者の意思を尊重するという価値判断のなされた昭和 62 年最判から 2008 年保険法に至るまで、商業誌掲載裁判例以外にまで検討を広げれば、保険契約者の「確定的な意思表示」といった形で慎重な認定がなされるようになったことがうかがえる。

このような判断は、民法における契約の解釈論とも整合的である。相続法理そして消費者契約法との整合性をもった形での認定が今後も継続することが望まれる。

本研究は 2020 年度生命保険文化センター研究助成の成果である。

別表

	裁判日時	受取人の 変更	保険者の 対抗	原告	請求の相手方	適用法	旧受取人	新受取人	勘争類型	意思表示の有無の検討対象
1	東京地判令和3・3・29/EV/DB55589157	×	×	旧受取人	保険者	保険法	父	妻	新受取人の実在性	変更後の受取人が実在しないと認定
2	和歌山地裁由田支判平成31・4・24全判15173_43	○	○	新受取人	保険者・旧受取人	旧商法	妻	妹	錯誤無効	錯誤の新旧受取人・保険者の前での受取人変更無効署名
3	東京地判平成30・11・20/D1-Law判例体系29053004	×	×	保険契約者・被保険者	新受取人	旧商法	息子	娘	意思能力	訴訟物は同時に与えられた契約者賃金の無効な貸付金を併得した新受取人への不当利得返還請求 新受取人による変更手続の偽造（訴訟上の争点は死亡した旧受取人の預金等由田財産の引き落としが死因賠償金が無償債金によるものか否か）
4	東京地判平成30・10・5/D1-Law判例体系29051986	○	NA	旧受取人（相続人）	新受取人	旧商法	親	姉の兄	意思表示の主体	変更意思表示がないまま死亡したため保険受取人の地位の無償譲渡
5	東京地判平成30・10・1/D1-Law判例体系29052110	×	×	新受取人	旧受取人	旧商法	長女	次女	意思表示の有無	
6	徳法平成29・11・7事判研1并323号6頁 福岡高裁宮崎支判平成29・6・7事判研1并323号6頁 宮崎地判平成28・8・29事判研1并323号6頁	×	×	新受取人	保険者・旧受取人	旧商法	前妻	現妻	変更手続未了	作成中のまの名義変更請求書
7	徳法平成29・10・2/D1-Law判例体系 大阪高判平成29・5・19/D1-Law判例体系 奈良地裁支判平成28・12・9/D1-Law判例	○	○	旧受取人の相続人	保険者・新受取人	旧商法	兄（死で）	姉	変更手続未了	旧受取人死亡に伴い契約者が保険者従業員と対面して変更無効作成中の死亡
8	東京地判平成29・9・28/D1-Law判例体系29031723	×	×	旧受取人の相続人	新受取人	保険法	指定なし	子の一人	意思能力	必要や理由のない保険金受取人変更として相続分に依りて不法行為責任肯定
9	東京地判平成28・4・2/D1-Law判例体系29017274	○	○	旧受取人の相続人	保険者・新受取人	旧商法	夫（死で）	子の一人	意思能力	硬たまり・朝来証の契約者に保険者従業員が働き方による意思確認
10	名古屋高裁金沢支判平成27・1・28事判研1并301号1頁 金沢地裁の松支判平成26・9・2事判研1并301号1頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人（補助参加）	旧商法	弟	夫	意思能力	認知症となった契約者・被保険者の保険者の依頼したリサーチ会社と立会のもとで新受取人が代筆した名義変更請求書
11	東京地判平成25・12・12事判研1并291号10頁	○	○	旧受取人	保険者（補助参加）	旧商法	妹	夫	意思表示の主体	相続となった契約者・被保険者の死亡8日前の名義変更請求書
12	東京地判平成25・10・3/D1-Law判例体系29030263	○	○	旧受取人	新受取人・保険者	旧商法	子	子	意思表示の主体	AISで入院中の契約者に保険者従業員が電話で確認・新受取人が後名義変更請求書代筆
13	徳法平成24・10・25/D1-Law判例体系28284090 福岡高判平成24・5・29生保判例2巻288頁 大分地判平成23・10・27事判研1并282号1頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人（特別補助参加）	旧商法	その前妻との子	実子	意思能力	認知症となった契約者・被保険者の受取人変更手続
14	横浜地判平成24・4・25生保判例2巻271頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	契約者（被保険者）の妻	兄弟の妻	意思能力	保険者を支払っていた父に包括代理権があり有効な契約者・受取人変更
15	高松地裁福音寺支判平成23・9・29生保判例23巻478頁	NA	NA	旧受取人	保険者	旧商法	不明	不明	意思能力・意思表示の主体	署名同一性に基づいてあるが印影は同一の受取人からなくとも共に遺失はない

保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律

16	東京地判平成23・5・31事例研シホ276912頁	○	○	新受取人(の信用保証会社委託債権回収会社)	保険者	旧商法	父	本人	意思表示の解釈	日受取人・保険契約者死亡時の遺産分割によって特定の相続人が「遺産の全部を相続する」という合意には保険契約者の地位を当該相続人に承継させ、自身を新たな保険金受取人に指定する旨の意思表示とみる。
17	東京地判平成23・5・25事例研シホ265911頁	×	×	日受取人(相続人)	保険者・新受取人(補助参加)	旧商法	現夫	前夫との子	意思表示の主体	契約者が黒色腫が原因で死亡し右半部完全マヒ状態である中、日受取人が名義変更請求を作成。新受取人は保険者の営業職員。
18	東京地判平成22・7・8事例研シホ253号1頁	○	○	日受取人(の相続人)	保険者	旧商法	母	交際相手	内親戚違反の受取人変更	内親戚反となる親族以外の第三者への名義変更請求の有効性
19	東京地判平成22・2・4事例研シホ250号1頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	指定なし(法定相続人)	内縁の妻	意思表示の解釈	当該保険金額をXが相続する事と記載された遺言
20	東京地判平成21・10・14(2009WLPCA1014806)	×	×	新受取人	保険者	旧商法	妹	内縁の夫	意思能力	肝性脳症で入院中の契約者の死亡の前受取人変更手続。
21	東京地判平成21・3・5事例研シホ243号1頁	NA	NA	新受取人	保険者	旧商法	法定相続人	内縁の父	変更手続未了	保険者従業員名義変更手続(特許)
22	福岡地判平成20・5・30生保判例19巻304頁	×	×	日受取人	新受取人・保険者	旧商法	債権者	子	二重変更	保険金受取人変更の遺言後の名義変更請求
23	山口高裁平成20・3・27事例研シホ237号1頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	債権者	子		
24	東京地判平成20・2・14事例研シホ233号16頁	○	×	日受取人	保険者	旧商法	前妻	現妻	意思表示の有無	新受取人への意思表示
25	東京高判平成19・5・30判タ12656169頁	○	○	日受取人	契約者・被保険者の両親	旧商法	妻	子	変更後の保険金請求権の管理権の帰属	子に帰属する保険金請求権の管理権が日受取人たる妻にあることと争議の訴え
26	東京地判平成19・10・17生保判例19巻487頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	妻(死)	相続人	熱心の変更の意思表示	保険金受取人が死亡した場合は相続人を受取人とする表示の受取人変更
27	東京地判平成19・7・27生保判例19巻304頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	弟	相続人(妻の子)	意思表示の有無	被保険者死亡を隠匿し相続人が満期保険金を受け取っていた事実
28	福岡高判平成18・12・21判例1964-148	○	○	新受取人	保険者	旧商法	父	叔母	意思表示の主体	契約者を含む一審心中の直前父(日受取人)直筆の手紙
29	東京地判平成17・9・28判例1964-153	×	×	新受取人	保険者	旧商法	妻(離婚中)	母	意思能力	小規模遺言で死亡2日前に行った受取人変更通知書送付。
30	東京高判平成18・1・18各判1234-17	NA	×	日受取人	保険者	旧商法	妻(離婚)	前妻との子	変更手続未了	保険者営業所における契約者の変更手続。(支払留保業務・併託業務違反による損害賠償・過失相殺5割)
	東京地判平成17・5・20各判1234-25	NA	×	日受取人	保険者	旧商法	現妻			

保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律

31	東京地判平成18・3・27生保判例18巻194頁	○	NA	新受取人	旧受取人	旧商法	兄弟	受入	意思表示の解釈	21ある保険をまとめて分与する旨の通書
32	東京地判平成18・1・15生保判例13巻31頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人 (訴訟参加)	旧商法	法定相続人(専業主婦のみ)	甥	変更手続未了	保険従業員に変更したい旨伝え変更手続継続請求・変更手続未了・保険者への未提出
33	東京地判平成17・6・2事判研シホ219号9頁 静岡地判平成17・1・28事判研シホ219号9頁 東京地判平成17・12・9事判研シホ206号5頁 東京地判平成17・5・24事判研シホ206号5頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	父(死因)	同居の使用人者	意思表示の解釈	保険受取の一切につき委任・譲渡する旨の念書・自筆証書通書の解釈(内指違反なる受取人に変更する念書を保険者に伝えなかったことによる指裁別違反・詐取事項に基づき免責)
34	広島高判岡山支判例17・5・24事判研シホ206号5頁 岡山地判平成16・8・5事判研シホ206号5頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	前妻との子	内縁の妻(重婚)	変更の公平良俗性	契約書による受取人変更書類
35	東京高判平成17・5・25念法1803号90頁	○	○	契約者継産管財人	新受取人	旧商法	契約者被保険者被保険者代 表会社	配偶者	否認	否認対象性を否定
36	熊本地判平成17・1・28生保判例17巻70頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	契約者被保険者代表会社	子・兄	意思表示の有無	変更の不自然さから自叙免責認定
37	大阪地判平成16・9・9生保判例16巻720頁	○	○	旧受取人	保険者	旧商法	子	母	意思表示の主体	入院中に保険従業員が乗訪して書類鑑定上議いのある変更書操作書を被保険者本人と認定
38	東京地判平成16・8・25念法1732号63頁	○	○	旧受取人管財人	新受取人	旧商法	契約者被保険者勤務会社	妻	否認・有限会社法上の利益相反取引規制	否認権行使を肯定
39	東京地判平成16・4・7生保判例16巻271頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	元妻	妻人の妹	変更の公平良俗性	離婚後の変更を存するためには認められない
40	仙台地判平成16・2・10生保判例15巻122頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	前妻	兄	変更手続未了	保険担当者への変更手続の依頼(事実として認定されず)・精査
41	長野地裁諏訪支判平成16・2・5生保判例16巻111頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (の相続人・参加人)	旧商法	妻	同親	意思表示の主体	受取人変更請求書の偽造
42	東京地判平成15・11・11生保判例15巻716頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	不明	妻人の妹	変更の公平良俗性	離婚後の変更であるため不倫関係維持のためではない
43	神戸地判平成15・9・4事判研シホ188号15頁	○	NA	新受取人	旧受取人	旧商法	妻	母子、妻	通言による変更の有効性	通言(22つの保険契約を合算して母子・妻に分配する旨の通言)による変更の解釈
44	名古屋地判平成15・1・28生保判例15巻57頁	○	○	旧受取人	保険者	旧商法	長男	次男	意思表示の有無	冒頭に「来ない長男の代わりに部活費用のために次男に変更と解釈
45	東京地判平成13・11・15事判研シホ184号1頁 大阪地判平成13・2・15事判研シホ184号1頁	○	NA	旧受取人(の債権者)	新受取人	旧商法	契約者被保険者勤務会社	子の妻	詐書行為取消	保険契約者・受取人ともに変更(詐書行為取消確定)



46	東京地判平成14・2・26生保判例14巻50頁	×	×	新受取人	保険者・旧受取人 債権者・旧受取人	旧商法	契約者被 保会社	他の債権 者	保険者の変更拒絶	被保険者及び被契約者への金員の貸付の返済のための保険契約の譲渡・受取人変更
47	東京地判平成13・10・10生保判例13巻783頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人 (訴訟参加)	旧商法	子	受人	意思能力	弁護士・新受取人と一緒に保険者兼業所で行った脳腫瘍患者の契約者の変更手続。
48	大阪地判平成13・3・21判タ1007号195頁	×	×	旧受取人	保険者	旧商法	子	内縁の夫	意思能力	保険者担当守余の下での脳梗塞で入院中の契約者からの死亡20日前の変更手続。
49	名古屋高判平成13・7・18生保判例13巻973頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	不明	不明	意思表示の解釈	「全財産につき相続人として指定する」旨の遺言の解釈
50	東京高判平成13・4・25金判131号31頁	×	×	新受取人	保険者・旧受取人 (補助参加)	旧商法	指定なし	兄弟	団体定期保険における変更の意思表示の方法	相続させる旨の遺言と保険金受取人指定の意思表示
	東京地判平成12・10・27判タ1071号241頁	×	×							
51	横浜地判平成13・3・28生保判例13巻383頁	○	NA	旧受取人	保険者	旧商法	愛人	娘	意思表示の主体	契約者の借金の担保に新受取人の配偶者所有の不動産を提供・旧受取人は例外的契約者を放置・入院中に契約者名の委任状の下、代理が変更書類作成。
52	大阪地判平成13・2・15生保判例13巻1083頁	×	×	契約者・旧受取人の債権者	新受取人・保険者・契約者兼旧受取人(補助参加)	旧商法	契約者被保会社	子の妻	詐害行為取消	契約者変更・受取人変更に対する詐害行為取消を肯定
53	名古屋高判平成12・11・27生保判例12巻59頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	妻(死	不明	意思表示の解釈	全財産の相続人としての指定及び全財産を遺贈する旨の遺言
54	大阪地判平成12・10・30生保判例12巻531頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	元妻	兄	意思能力	離婚後のアルミール中身入院中の別居者従業員の前での変更
55	横浜地判平成12・9・28生保判例12巻478頁	NA	×	新受取人	保険者	旧商法	夫(妻と同時死	子	熟示の変更の意思表示	保険者所定の書式による熟示手続のない心中書案における熟示の変更の意思表示
56	名古屋地判平成12・1・25生保判例12巻454頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)	旧商法	妻	兄	意思表示の有無	入院中の病室で保険者従業員・新受取人と変更手続
57	大阪地判平成12・1・20生保判例12巻30頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (訴訟参加)	旧商法	妻	親	意思表示の有無	入院中に契約者の妹の面前で変更手続
58	静岡地裁富士支判平成11・12・21生保判例11巻709頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人 (訴訟参加)	旧商法	兄	妻	保険者対抗要件	受取人変更手続をせず保険契約者が決定した変更を新受取人が保険従業員に任せたこと
59	大阪地判平成11・11・18生保判例11巻688頁	○	○	旧受取人	新受取人・保険者	旧商法	父	妻	意思表示の有無	契約者・被保険者が印鑑登録手続を行ったことが明白・詐害事故で死亡
60	大津地判平成10・12・25生保判例10巻905頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	子	子の妻	意思能力	保険者従業員の確認の下で同居していた旧受取人と折り合いが悪くなったことによる変更手続。
61	仙台地判平成10・8・25生保判例10巻314頁	○	NA	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	姉	兄	意思表示の主体	アルコール性肝障害で入院中の契約者が記入した受取人名義変更請求書
62	名古屋高判平成10・8・6生保判例10巻306頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	前妻・子	内縁の妻	意思表示の主体	自力救済のできない契約者の職権の上司が契約者の依頼を受けて作成した変更請求書類。

保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律

63	東京地判平成10・4・22生保判例110巻185頁	×	×	新受取人	保険者・旧受取人	旧商法	母（保険者） 者外務	妻	意思表示の有無・ 変更的旨	変更の意思表示があるのに妨ぎなく旧受取人・保険者外務員の 不法行為責任の弁済に保費自体の効力は否定
64	東京高判平成10・3・25判タ968-129 東京地判平成9・9・30判タ968-130	○	○	新受取人	保険者	旧商法	法定相続 人	遺言執行 子（元妻 子） の別業 （死亡 の子）	意思表示の解釈	遺言執行者に変更する旨の秘密証書遺言
65	横浜地判横原支判平成9・12・24生保判例9 巻596頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	元妻	意思表示の主体	変更前には契約者が入籍中の自殺による死亡の5日前・離婚の前 日は新受取人によって作成（偽造）	
66	熊本地判平成9・12・15生保判例9巻551頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	前妻	父	意思表示の主体	契約者死亡当日に契約者親族から提出された変更申請（偽 造）
67	大阪地判平成9・9・30生保判例9巻414頁	×	×	旧受取人	保険者	旧商法	不明	弟	意思表示の有無	入院中の契約者の新受取人への「単く保険の名義変更をしなけ れば」との発言（事実認定されず）
68	仙台高判平成9・7・25判明1625-139	×	NA	旧受取人	新受取人	旧商法	契約者被 保険者勤 務会社	被保険者 の妻	会社法上の 利益相反取引	契約者の変更・受取人の変更
69	鹿児島地判平成9・4・24生保判例9巻214頁	×	×	旧受取人債権 者	新受取人・保険者	旧商法	契約者被 保険者勤 務会社	事業譲受 会社	被保険者の同意の 有無・債権者代表	被保険者の同意の 存在を理由に受取人変更無効
70	鹿児島地判平成9・4・24生保判例9巻220頁	×	×	旧受取人債権 者	新受取人・保険者	旧商法	契約者被 保険者勤 務会社	事業譲受 会社	被保険者の同意の 有無・債権者代表	被保険者の同意の 存在を理由に受取人変更無効
71	佐原簡判平成8・10・30生保8巻689頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	被保険者 契約者 （契約者 の別業）	契約者 （被保険 者の前 夫）	変更手続未了	書類不備の受取人変更請求（損害賠償事件）
72	山口地判平成8・6・28生保判例8巻524頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	前妻	母	意思表示の主体	契約者から依頼を受けた保険者従業員が自宅を訪問した際に契 約者不在で契約者から委任された新受取人作成した変更書類
73	東京地判平成8・6・17生保判例8巻514頁	○	○	旧受取人	保険者	旧商法	不明	不明	意思表示の主体	保険者従業員立命の下契約者の認識の下前受取人が代筆した名 義変更請求書。
74	甲府地判東京支判平成7・9・29生保判例8巻 274頁	×	×	新受取人	旧受取人・保険者	旧商法	妻	取引先母	意思表示の有無	取引先への保険金受取人変更は認めず母への変更を認めた
75	東京地判平成7・8・22生保判例8巻179頁	○	○	旧受取人	新受取人・保険者	旧商法	不明	不明	意思表示の有無	保険者外務員に受取人変更手続代行依頼
76	大阪地判平成7・5・19生保判例8巻144頁	×	×	旧受取人	保険者	旧商法	契約者 （被保険 者との関 係不明）	会社（過 去に勤務 していた 会社）	意思表示の主体	過去に取締役として勤務していた新受取人の偽造した変更書類
77	仙台地判平成6・12・21生命保判例集7巻 470頁	○	NA	契約者・被保 険者の債権者	新受取人	旧商法	配偶者	子・子の 妻	詐害行為取消 （旧受取人は連帯 債務者）	旧受取人からの移転であり契約者・被保険者の債権者に対する 詐害行為性を否定

78	大阪地判平成6・11・28生保判例7巻443頁	○	○	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)	旧商法	妻(離婚申立て)	父母	意思表示の主体	契約者の受取人変更手続
79	熊本地判平成6・11・16生保判例7巻440頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	母	内縁の妻	意思表示の有無をしかつた判案	入嫁前借金調停離婚のために受取人を母にしてそのまま変更手続をした判案
80	大阪地判平成6・3・23生保判例7巻317頁	○	○	旧受取人	保険者	旧商法	不明	会社(勤労会社)	意思能力	入嫁年の契約者が保険者側を専らで変更書類の書きを請求し、変更書類偽造
81	大阪地判平成5・3・30生保判例7巻228頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (訴訟参加)	旧商法	愛人	次女	意思表示の主体	前立離婚で入嫁中の契約者が死亡し2週間前に作成した変更請求書・変更書類偽造
82	静岡地裁沼津支部平成5・5・29生保判例7巻240頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	前妻	姉・弟	意思表示の主体	死亡の1ヵ月前に送付された名義変更請求書
83	長野地裁松本支部平成5・3・29生保判例7巻226頁	×	×	旧受取人・新受取人	保険者	旧商法	不明	会社(不明)	意思表示の主体	受取人変更書類偽造
84	水戸地裁土浦支部平成4・8・31生保判例7巻138頁	×	×	旧受取人の相続人	保険者・新受取人 (補助参加)	旧商法	妻(同時死亡)	契約者の債権者	意思表示の有無	譲渡担保目的での受取人変更
85	京都地判平成4・6・24生保判例7巻94頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)	旧商法	愛人	正妻の子	意思表示の主体	契約者死亡2週間前の名義変更請求・受取人変更書類偽造
86	札幌地判平成3・10・28生保判例6巻404頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	契約者被保険者代表別会社	被保険者	保険者への変更届出	契約者の代表者交代後、前代表者代表を務める別会社へ合意で受取人変更と保険者へ通知(危険増により保険契約は失効)
87	浦和地判平成3・9・18生保判例6巻382頁	○	NA	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	前妻	現妻	意思能力	医師・保険者従業員立会いの下での質問への適く形での応答
88	大阪地判平成3・8・26生保判例6巻380頁	○	○	新受取人	保険者	旧商法	契約者被保険者代表会社	配偶者	会社法上の利益相反取引	對抗要件たる通知のみでは利益相反取引に該当しない・相対的無効のため保険者から無効は主張できない
89	大阪地判平成2・12・14生保判例6巻278頁	△	△	新受取人	保険者・旧受取人	旧商法	不明	妻	意思表示の主体	入嫁中の契約者の作成した名義変更請求書(代筆を認めたものもある)
90	札幌地判平成2・3・28生保判例6巻197頁	○	NA	旧受取人	新受取人	旧商法	法定相続人(先妻)	現妻	意思表示の主体	保険者従業員立会いの下契約者が変更書類作成
91	津地判平成1・11・27生保判例6巻112頁	×	NA	新受取人	旧受取人	旧商法	契約者被保険者代表会社・不明	被保険者の債権者	意思表示の主体	3本の保険契約のうち2本の受取人変更届届は偽造、1通のみ有効
92	大阪高判昭和03・12・21生保判例5巻388頁	○	NA	旧受取人	保険者・新受取人 (補助参加)	旧商法	不明	不明	意思表示の解釈	死亡保険金を遺贈する旨の公正証書遺言
93	和歌山地裁新宮支部平成10・9・9民集41-7-1538	×	×	新受取人	旧受取人	旧商法	内縁の妻	債権者	意思表示の有無	本人の意思を推認せずに受取人変更を行ったとして不法行為責任を肯定
94	神戸地裁鳴尾支部昭和61・6・27生保判例4巻561頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人	旧商法	娘	親	意思表示の有無	契約上の保険者対抗要件たる保険証券の裏面を行っている事実
95	東京高判昭和01・3・24生保判例4巻310頁	NA	×	新受取人	保険者	旧商法	不明	不明	保険者対抗要件	

保険金受取人変更の意思表示の解釈とその規律

96	東京地判昭和60・9・26条法1138号37頁	×	×	新受取人	他の相続人	旧商法	妻 妻(別居)	子の1人	意思表示の主体	遺贈では保険受取人の変更はできない
97	東京地判昭和60・5・29生保判例491頁	×	×	新受取人	保険者	旧商法	妻	弟	意思表示の主体	受人が代筆した名義変更請求書
98	大阪地判昭和60・1・29生保判例4巻146頁	○	×	新受取人・旧受取人	保険者	旧商法	現妻の子	前妻の子と現妻の子	対抗要件不備の場合の保険者の支払義務	死亡直前の保険者外務員への名義変更と請求用紙の依頼(併記)
99	高知地判昭和59・9・27生保判例4巻97頁	NA	NA	新受取人	保険者	旧商法	契約者被保険者代表会社	相続人	会社法上の利益相反取引	保険契約者が保険金受取人を自己から被保険者(代表特)の相続人に変更(保証)
100	大阪地判昭和59・1・25生保判例4巻6頁	×	×	契約者兼元受取人の債権者	保険者・新受取人	旧商法	契約者被保険者勤務会社	不明	意思表示の有無	被保険者認識に準う契約者・受取人変更だが元契約者は破産状態で代表権ある手続がなされていない
101	名古屋地判昭和58・9・26判タ525-287	○	○	旧受取人	保険者	旧商法	契約者(被保険者)勤務	被保険者の妻	会社法上の利益相反取引	契約者・受取人の代表取締役である増被保険者が受取人を妻に変更する変更申請
102	札幌地判昭和57・7・22生保判例3巻230頁	○	NA	契約者・被保険者の債権者	新受取人・保険者	旧商法	内職の妻	友人(新相手)	詐害行為取消	契約者・被保険者による旧受取人との無理心中・債務者たる契約者の責任範囲に変動なしとして詐害行為否定
103	鳥取地裁米子支部昭和56・3・31生保判例3巻41頁	×	×	旧受取人	保険者・新受取人(補助参加)	旧商法	不明	同僚(かつ相手)	意思表示の主体	団体定期保険の受取人変更
104	大阪高判昭和48・7・30判時719号88頁	NA	×	旧受取人	保険者	旧商法	元妻	子	保険者対抗要件	保険証券への承認の裏書き完了
105	東京高判昭和47・7・28下民集23巻5-8号 403頁	○	○	新受取人	保険者・旧受取人(補助参加)	旧商法	長男	現妻(後妻)	対抗要件の効力発生の時期	被保険者死亡直前に保険証券裏書き請求提出
106	大阪地判昭和47・7・12生保判例2巻11頁	○	×	新受取人	保険者	旧商法	前妻	前妻との子	対抗要件の効力発生の時期・善意弁済	契約者が変更の意思を旧受取人に表明したが、保険者への通知を依頼された保険者が通知を懈怠。対抗要件充足までの支払の差額弁済
107	大阪地判昭和47・1・21生保判例2巻1頁	×	×	旧受取人	保険者	旧商法	妻	長男	受取人需要の効力発生時期	受取人変更手続完了前に保険事故が発生・旧受取人の保険証券を渡し、変更を請求していたので準占有者に対する弁済も否定
108	大阪地判法白田支部民集6巻12号129頁	×	NA	旧受取人	新受取人・保険者	旧商法	子	契約者から貰い	意思表示の有無	事案が不明